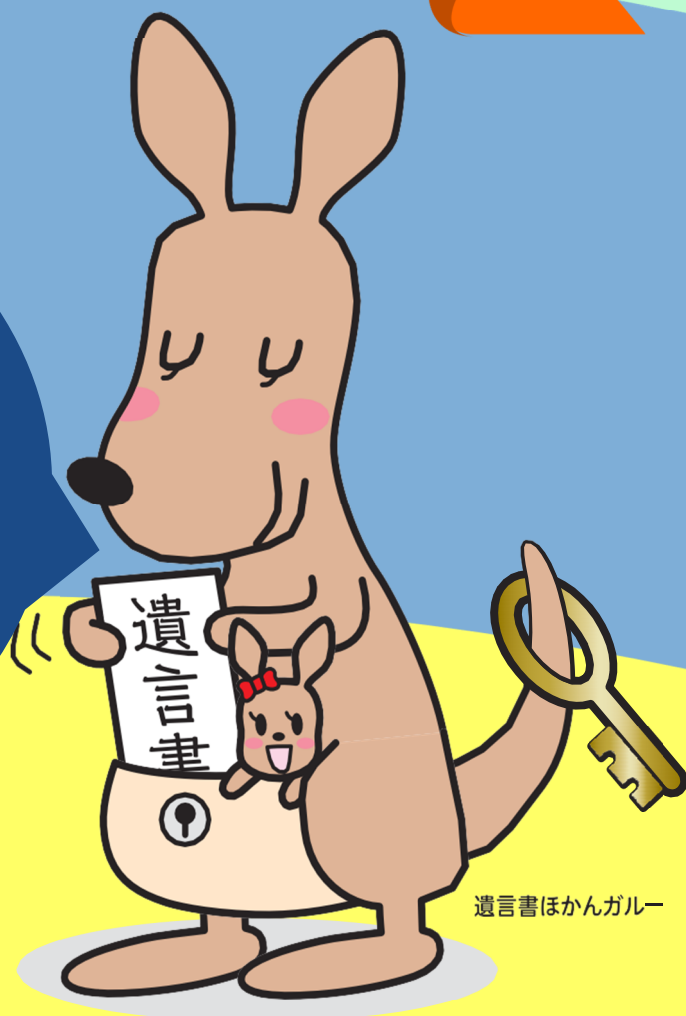


預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

遺言書を
作成して
相続のトラブル
を防ぎましょう!!



遺言書ほかんガルー

遺言書の
保管手数料は
3,900 円
です。

- 奈良地方法務局供託課 ☎0742-23-5456
- 奈良地方法務局葛城支局 ☎0745-52-4941
(音声案内⑤)
- 奈良地方法務局桜井支局 ☎0744-42-2896
- 奈良地方法務局五條支局 ☎0747-22-2484

※手続には予約が必要です。

奈良地方法務局



遺言ってどんなもの？



- ・遺言とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、法的効力を持たせるものです。
- ・遺言がある場合には、原則として、ご自身の意思に従った遺産の分配がされますから、**相続をめぐる紛争を防止するために有効**です。
- ・遺言書には、主に自筆証書遺言、公正証書遺言の2つの方式があり、利用者のニーズに応じた使い分けができます。

あなたの意思が
確実に伝わります。
相続人以外にも
財産を遺贈できます。

あなたの大切な遺言書を「安心・安全」にお預かりします！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局で保管する制度
「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました！そのメリットは・・・！？

自筆証書遺言書保管制度利用のメリットは？

法務局で安全に保管！

- ・遺言書の紛失・亡失を防ぎます。
- ・遺言書が破棄・隠匿・改ざんされることを防ぎます。

相続手続きがスムーズ！

- ・家庭裁判所での検認が不要です。
- ・遺言書の証明書や、「法定相続情報一覧図(※)」を利用して、相続手続きがスムーズに行えます！

(※)法定相続人が誰であるのかを一覧図にして、法務局が証明したものです。
戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きに使用できます。
手数料は無料です。

本制度をご利用いただくにあたって

- 手続きには必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。

遺言書の保管申請に必要なもの

- ☐ 自筆証書遺言書（原本）
- ☐ 申請書
- ☐ 本籍の記載のある住民票（作成後3か月以内）
- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証などの写真付きの公的な証明書）
- ☐ 手数料3,900円（収入印紙）
- ☐ 遺言書に押印した印鑑（認印可）

※申請書の様式は、法務省 HP
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロード
できます。また、本局供託課及び各支局
窓口にも備え付けています。

※本制度に係る全ての手続きには予約が必要です。

ご不明な点は、
お近くの法務局までお気軽
にお問い合わせください！



相続登記に関するルールが大きく変わります！

「所有者不明土地」の解消を目指し、令和3年4月21日「民法等の一部を改正する法律」が成立、同月28日に公布されました。これにより、不動産登記法も改正され、これまで任意とされていた相続登記の申請を義務化することになりました。この法律は、公布後3年以内に施行されることになっています。

～ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言
を検討されるに当たっては、ぜひ本制度をご活用ください。～